

盛岡地方振興局長告示第105号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成20年8月12日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所 岩手中央農業協同組合 紫波郡紫波町桜町字上野沢38番地 1
- 2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成19年4月27日
- 3 変更の内容 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の一部改正により、農地の貸付けの相手方の年齢要件が撤廃されたことに伴う所要の変更
- 4 変更承認の年月日 平成20年8月1日